

【オーストラリア】2024 年ネットゼロ経済機関法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 内海 和美

＊2024 年 9 月、閉鎖する石炭火力発電所の従業員等、豪州の温室効果ガス排出削減目標達成の過程で職を失う可能性のある被用者を救済するための法律が制定された。

1 背景

豪州は、2016 年 11 月にパリ協定¹を批准した。締約国は、同協定第 4 条第 2 項に基づき、自国が達成すべき温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）排出削減目標（「自国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」）を作成し、通報し、及び維持することが求められる。豪州は、批准前の 2015 年 8 月に「自国が決定する貢献案」、2020 年 12 月に最初の NDC を通報し、2022 年 6 月に更新を行った。更新版 NDC²では、2030 年までに GHG 排出量を 2005 年比で 43%削減し、2050 年までに実質ゼロ（ネットゼロ）とすることが目標に掲げられた。2022 年 9 月、この GHG 削減目標を法定化するため、「2022 年気候変動法」³が制定された。

パリ協定前文には、自国が定める開発の優先順位に基づく「労働力の公正な移行（just transition of the workforce）」を考慮すべきという、締約国の義務が規定されている。「公正な移行」とは、「低炭素で環境的に持続可能な経済及び社会への移行において、誰も取り残されず、後れを取らないようにすること」⁴と定義される。2022 年 11 月の国際連合気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）において採択された「シャルム・エル・シェイク実施計画」の中でも、締約国の気候変動対策の強化のために「公正な移行に向けた道筋」の重要性が確認された⁵。

2023 年 7 月 1 日、連邦政府は、「ネットゼロ関連の経済変革に伴い、地域社会と労働者を支援するため、政府による戦略の策定と実施の調整を行うこと」等の目的のため、行政命令⁶により首相・内閣府にネットゼロ経済局（Net Zero Economy Agency）を設置した。同局は、法定機関設置までの暫定措置であったため⁷、法定機関を設立するための法律案が 2024 年 3 月 27 日、連邦議会に提出され、同年 9 月 17 日、「2024 年ネットゼロ経済機関（Net Zero Economy Authority）法」⁸（以下「2024 年法」）が制定された（同年 12 月 4 日現在未施行）。

2 2024 年法の概要

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 4 日である。

¹ Paris Agreement, [2016]ATS 24. <<https://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/ATS/2016/24.pdf>> 豪州での発効は、2016 年 12 月 9 日である。

² Australian Government, “Australia’s Nationally Determined Contribution: Communication 2022,” 2022. <<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Australias%20NDC%20June%202022%20Update%20%283%29.pdf>> 目標は *ibid.*, p.3.

³ Climate Change Act 2022, No.37, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00037/latest/text>>

⁴ “Just Transition,” Committee for Development Policy, United Nations, 2023, p.1. <<https://www.un.org/development/dpad/wp-content/uploads/sites/45/CDP-excerpt-2023-1.pdf>>

⁵ 「国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）結果概要」令和 4 年 11 月 22 日 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1_001420.html>; “Sharm el-Sheikh Implementation Plan (Decision -/CP.27),” p.6. <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cop27_auf_2_cover%20decision.pdf>

⁶ Order to Establish the Net Zero Economy Agency as an Executive Agency, 2023.5.11. <<https://www.legislation.gov.au/C2023G00539/asmade/text>>

⁷ “Net Zero Economy Agency,” Department of the Prime Minister and Cabinet. <<https://www.pmc.gov.au/netzero>>

⁸ Net Zero Economy Authority Act 2024, No.85, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00085/asmade/text>>

(1) 構成

全6章86か条から成り、構成は、第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：ネットゼロ経済機関（以下「機関」。第13条～第16条）、第3章：機関理事会（第17条～第37条）、第4章：機関のCEO、職員ほか（第38条～第53条）、第5章：エネルギー産業雇用計画（Energy industry jobs plan. 以下「雇用計画」。第54条～第68条）、第6章：雑則（第69条～第81条）である。主な内容は、次のとおりである。

(2) ネットゼロ経済機関の設立

理事会（Board）、CEO（最高執行責任者）及びその他の職員から構成される（第15条）。機関は、雇用計画の運用の管理、具体的には主に次の任務を遂行する。①豪州のネットゼロ排出経済への移行を支援するための、個人、組織、政府機関との協議及び協力、②GHG 排出削減目標の達成を直接的又は間接的に促進する（可能性のある）プロジェクト等への、公共及び民間部門の参加と投資の促進、③ネットゼロ排出経済への移行により影響を受ける産業の労働者の支援、④ネットゼロ排出経済への移行への理解及び参加の促進を目的とした教育・宣伝活動の奨励・支援・立案・実施等（第5条、第13条、第16条）

(3) エネルギー産業雇用計画

連邦政府は雇用計画を、石炭火力発電所やガス火力発電所（以下「発電所」）の閉鎖により影響を受ける被用者の新しい雇用へのアクセスを支援し、「エネルギー転換の流れの中で被用者支援に対する、世界をリードする一貫したアプローチの構築」⁹を目指すものと説明している。

雇用計画は、発電所がその全部又は一部の閉鎖を発表し、機関のCEOがそれを「トリガー通知（trigger notice）」（以下「通知」）と認めた場合にプロセスが開始される¹⁰。CEOはまず、①利害関係者（「閉鎖雇用者」¹¹及び「従たる雇用者」¹²）の特定、②閉鎖雇用者又は従たる雇用者の被用者（「移行被用者（transition employee）」）を雇用可能な雇用者（「受入雇用者（receiving employer）」）に対し、雇用する意思の表明を求めること、③移行被用者の数・職種の特定等を行わなければならない（第5条～第9条、第55条）。CEOは、通知が発電所の閉鎖の42か月前までに行われた場合は閉鎖の2年前までに、それ以外の場合は利害関係者の特定後速やかに、フェア・ワーク委員会¹³に利害関係者の決定を申請しなければならない（第56条）。利害関係者の決定の申請を発電所閉鎖の2年前までと規定したのは、同委員会が行う申請の審査に十分な時間を確保し移行被用者が発電所閉鎖前に十分な支援を受けられるようにするためである¹⁴。

閉鎖雇用者又は従たる雇用者と決定された者には、移行被用者が別の雇用先を見つけることを容易にするための義務（移行被用者の要請に応じ、当該被用者が手配したキャリアプランニングアドバイス等を受けるための休暇等の提供・費用の負担（第59条第3項、第4項）、研修受講のための休暇等の提供・費用の負担（同条第6項、第7項）ほか）が生じる。なお、2024年法には、発電所の閉鎖を命じる権限については規定されていない。

⁹ “Explanatory Memorandum: Net Zero Economy Authority Bill 2024, Net Zero Economy Authority (Transitional Provisions) Bill 2024,” House of Representatives, 2022-2023-2024, p.5. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7177_ems_5aefbf2b-dece-4d9d-82a7-4b68c09a2c21/upload_pdf/JC012562.pdf;fileType=application%2Fpdf>

¹⁰ 発電所は、閉鎖について、ネットゼロ経済機関へ報告する義務はない。 *ibid.*, p.19.

¹¹ closing employer. 通知の対象となっている発電所を所有又は運営している雇用者等（第6条第1項、第2項）。

¹² dependent employer. 閉鎖雇用者と取引関係にあり、発電所閉鎖の直接の結果として当該発電所で又は同じ地域において、自身が行う事業の相当部分が停止する（可能性のある）雇用者、炭鉱運営者等（第6条第3項、第4項）。

¹³ Fair Work Commission. 2009年フェア・ワーク法（Fair Work Act 2009）により設立された労使裁定機関。

¹⁴ *op.cit.*(9), p.42.